

ドローンの活用による集落環境調査及び鳥獣生息状況調査業務委託
に関する質疑応答について

令和4年9月21日更新

番号	質 問	回 答
1	<p>仕様書 5（実施対象場所）</p> <p>(1) 府中市内 集落全体を調査する地域 約 250ha</p> <p>(2) 府中市内 集落の一部を調査する地域 約 50ha</p> <p>実施対象場所は(1)が生息状況調査、(2)が集落環境調査の実施という解釈でよろしいでしょうか。</p>	<p>(1)(2)の両方の地域において、それぞれ集落環境調査と生息状況調査を行っていただくことを想定した仕様としています。</p>
2	<p>仕様書 5（実施対象場所）</p> <p>ドローン飛行禁止区域の確認及び調査内容を提案書に盛り込むために具体的な実施対象場所を教えてくださいませんか。</p>	<p>具体的な調査場所は、現在公募しているため確定していませんが、次のような中山間地域の集落を予定しています。</p> <p>①範囲内に人口集中地区（DID）は含まれません。</p> <p>②範囲内には住宅が存在します。</p> <p>③交通量の多い一般道の上空は含まれません。</p> <p>④付近に学校、病院等不特定多数が集まる施設・場所は存在しません。</p> <p>⑤周辺に空港等は存在しません。</p>
3	<p>仕様書（別紙） ドローンの技術適用条件等要項 1.技術適用条件(6)調査要件 カ「夜間飛行させるためのマニュアルが確立されていること」とありますが、国土交通省「国土交通省航空局標準マニュアル」（無人航空機飛行マニュアル）による実施でよろしいでしょうか。</p>	<p>国土交通省の「国土交通省航空局標準マニュアル」で示す方法による飛行（撮影・調査）での業務提案であればお見込みのとおりで構いません。夜間での目視外飛行など標準マニュアルに定められた方法以外での飛行を提案される場合は、独自のマニュアルが必要となります。</p>
4	<p>集落環境調査・鳥獣生息状況調査を実施する際の地域居住者様への事前周知・説明は府中市様の方で実施していただけることよろしいでしょうか。</p>	<p>集落に対する事前の周知文の配布は府中市側で行います。また、説明会の開催も市が主催しますが、技術的な説明を要する場合を想定し、説明会への同席及び質疑への応答をお願いします。</p>